

お客さま各位

マイナンバーのご提供について

平成 28 年 1 月からの「社会保障・税番号制度(通称マイナンバー制度)」の運用開始に伴い、以下の取引時には「個人番号通知カード」「法人番号指定通知書」等によるマイナンバーのご提供をお願いいたします。

なお、マイナンバーのご提供の際、本人確認書類も併せて確認させていただきます。

【個人のお客さま】

1. マル優定期預金をお持ちのお客さま
平成 28 年 1 月以降最初の満期到来までにマイナンバーをご提供ください。
2. マル優の利用を開始するまたはマル優利用中で住所等異動するお客さま
申告書等提出時に併せてマイナンバーをご提供ください。
3. マイナンバーのご提供がなく新たにマル優定期預金を申し込まれるお客さま
マル優定期預金のご契約までにマイナンバーをご提供ください。
4. 個人向け国債を新たにご契約するお客さま
ご契約の際にマイナンバーをご提供ください。

【法人のお客さま】

1. 新規ご契約および届出事項に変更があるお客さま
ご契約および届出の際にマイナンバー（法人番号）をご提供ください。

※ マイナンバーをご提供いただけない場合は、お取引が課税扱となるあるいはお取引ができないなどの可能性がございますことをご留意ください。

皆さまにはお手数をお掛けいたしますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。